

大船渡市林野火災被災木材利用促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 令和7年大船渡市大規模林野火災により被災した森林から生産される木材（以下「被災木材」という。）の有効利用を促進するため、被災木材を使用して建築工事を行う者に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災木材 令和7年大船渡市大規模林野火災により被災した森林から生産された木材であり、かつ、岩手県産材認証推進協議会が実施する県産材の産地証明制度等により、大船渡市内の被災地域内の森林から生産された木材であることが証明されるものをいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物をいう。
- (3) 建築工事 建築物を新築し、増改築し、改修し、又は改良することをいう。
- (4) 市内向け 建築物の所在地が大船渡市内であるものをいう。
- (5) 市外向け 建築物の所在地が大船渡市外であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 個人
- (2) 法人
- (3) その他市長が適当と認める団体

(補助対象建築物)

第4条 補助金の交付対象は、被災木材を使用する新築（被災木材を5立方メートル以上使用するものに限る。以下同じ。）、増改築（被災木材を1立方メートル以上使用するものに限る。以下同じ。）、改修（被災木材を1立方メートル以上使用するものに限る。以下同じ。）又は改良（被災木材を1立方メートル以上使用するものに限る。以下同じ。）を行う建築物とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、建築物の新築、増改築、改修又は改良を行う場合に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、建築物の新築、増改築、改修又は改良に使用した被災木材の使用量1立方メートルにつき2万5,000円を乗じて得た額とし、次の各号

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 市内向け 100万円

(2) 市外向け 50万円

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(認定申請)

第7条 補助金の交付の認定を受けようとする者は、大船渡市林野火災被災木材利用促進事業費補助金交付認定申請書(様式第1号)に、別表に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、当該申請に係る関係書類等の審査及び必要に応じた現地調査を行い、内容が適当であると認めるときは、大船渡市林野火災被災木材利用促進事業費補助金交付認定決定通知書(様式第3号)により、内容が適当でないとき、大船渡市林野火災被災木材利用促進事業費補助金不認定決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大船渡市林野火災被災木材利用促進事業費補助金交付申請書(様式第5号)に、別表に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、認定申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2 前項の規定による交付申請の受付期間は、市長が別に定める期間とする。

3 市長は、第1項の申請を受理したときは、当該申請に係る関係書類等の審査及び必要に応じた現地調査を行い、内容が適当であると認めるときは、大船渡市林野火災被災木材利用促進事業費補助金交付決定通知書(様式第6号)により、内容が適当でないとき、大船渡市林野火災被災木材利用促進事業費補助金不交付決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(事業に要する経費の配分及び事業の内容の軽微な変更)

第9条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 補助対象事業の事業費の20パーセント以内の経費の配分に係る増減

(2) 補助金交付額の変更を伴わない対象事業費の変更

(3) 補助金交付額の20パーセント以内の減額変更で、事業計画の大幅な変更を伴わない変更

(変更等の承認)

第10条 申請者は、次の各号いずれかに該当するときは、大船渡市林野火災被災木材利用促進事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第8号)に別表に掲

げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 認定の決定を受けた補助事業の内容を変更（前条に規定する軽微な変更を除く。）しようとするとき。
- (2) 認定の決定を受けた補助事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。
- (3) 認定の決定を受けた補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、内容が適正であると認めたときは、大船渡市林野火災被災木材利用促進事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して15日以内とする。

（認定の取消し）

第12条 市長は、認定の決定を受けた者が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 認定後1年以内に建築工事を開始しないとき。
- (2) 認定後3年以内に建築工事が完了しないとき。ただし、変更等の承認を受けているときは、変更等の承認後3年以内に建築工事が完了しないとき。
- (3) 認定の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補助金の請求）

第14条 申請者は、第8条第3項の規定により決定された補助金の交付を受けようとするときは、大船渡市林野火災被災木材利用促進事業費補助金交付請求（精算）書（様式第10号）に別表に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付請求の受付期間は、市長が別に定める期間とする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の請求及び実績報告を受理した日から起算して30日以内に補助金を交付する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月27日から施行する。

(地域材利用促進事業費補助金交付要綱の廃止)

2 地域材利用促進事業費補助金交付要綱は、廃止する。

別表

区分	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
第7条の規定による書類	<p>大船渡市林野火災被災木材利用促進事業費補助金交付認定申請書</p> <p>【新築又は増改築の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 建築確認通知書の写し 3 被災木材使用箇所及び使用量が確認できる平面図、立面図及び位置図 4 被災木材であることを証する書類（岩手県産材認証推進協議会が実施する「県産材」の産地証明制度における岩手県産材産地証明書、原木納入開始届、伐採届適合通知書等をいう。以下同じ。） 5 その他市長が必要と認める書類 <p>【改修又は改良の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 被災木材使用箇所及び使用量が確認できる平面図、立面図及び位置図 3 被災木材であることを証する書類 4 その他市長が必要と認める書類 	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第2号</p>	各1部	建築工事に着手する14日前まで
第8条の規定による書類	<p>大船渡市林野火災被災木材利用促進事業費補助金交付申請書</p> <p>【新築又は増改築の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 建築確認通知書の写し 3 被災木材使用箇所及び使用量が確認できる平面図、立面図及び位置図 4 被災木材であることを証する書類 5 その他市長が必要と認める書類 <p>【改修又は改良の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 被災木材使用箇所及び使用量が確認 	<p>第5号</p> <p>第2号</p> <p>第2号</p>	各1部	建築工事が完了した日から1年以内

	<p>できる平面図、立面図及び位置図</p> <p>3 被災木材であることを証する書類</p> <p>4 その他市長が必要と認める書類</p>			
第10条の規定による書類	<p>大船渡市林野火災被災木材利用促進事業 変更（中止・廃止）承認申請書</p> <p>1 事業計画書</p> <p>2 変更内容が確認できる書類</p> <p>3 その他市長が必要と認める書類</p>	<p>第8号</p> <p>第2号</p>	各1部	<p>変更（中止・廃止）の理由が生じた日から14日以内</p>
第14条の規定による書類	<p>大船渡市林野火災被災木材利用促進事業 費補助金交付請求書</p> <p>1 実績報告書</p> <p>2 要綱第5条に定める経費に関する領収書等の写し</p> <p>3 完成写真</p> <p>ア 2方向から撮った全景</p> <p>イ 被災木材使用状況が確認できるもの</p> <p>4 被災木材使用箇所及び使用量が確認できる平面図、立面図及び位置図</p> <p>5 その他市長が必要と認める書類</p>	<p>第10号</p> <p>第11号</p>	各1部	<p>交付決定日から14日以内</p>